

クラブバンビシャス 2025-26 会員規約

制定日 2025 年 6 月 1 日

第 1 条（規約定義）

この規約は、株式会社バンビシャス奈良（以下「当社」とする）が組織・運営する「バンビシャス奈良 ブースタークラブ クラブバンビシャス」（以下「本会」とする）に関して、第 5 条に定める会員に対して適用される規約（以下「本規約」とする）とする。

第 2 条（本規約の範囲）

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内などの郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適用されるものとする。

第 3 条（規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本会が会員に提供するサービス（各種特典を含む。以下、各種特典を含み「本サービス」とする）の内容を会員の事前の同意を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれを予め了承するものとする。

第 4 条（会員への通知方法及び効力の発生）

本規約及び本会の事項に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内などへの郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内することとし、その効力は通知が発生した時点から生じるものとする。

第 5 条（会員）

1. 会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込を行い、当社が入会を認めた方とする。ただし、入会申込者が申込を行う時点において高校生以下である場合は入会申込に関して保護者の同意を必要とする。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意している者としてみなされる。
3. 入会申込に際しては、所定の年会費を納入するものとする。

第 6 条（入会の承認及び取消）

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員として本サービスを利用する事ができるものとする。

ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の申込を取消することができるものとし、その場合、第 19 条第 5 項の定めにより年会費は返却しないものとする。

- 1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- 2) 入会申込者が実在しない場合
- 3) 本人の承諾なくして他人が入会申込をした場合
- 4) 入会申込者がいわゆる暴力団、その他反社会的組織の構成員や関係者であると当社が認める場合
- 5) 入会申込者による入会申込の目的が、ダフ屋行為（入場券などの不当な売買）、またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠）である。もしくは、入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為の常習犯であると当社が認める場合
- 6) 過去に本サービスにおける会員資格を取消された実績がある場合
- 7) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- 8) 本規約に違反した場合
- 9) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第 7 条（会員の種別と年会費）

会員の種別と年会費は次号の通りとする。

- 1) プラチナ会員 33,000 円
- 2) ゴールド会員 11,000 円
- 3) レギュラー会員 3,300 円

第 8 条（有効期限）

会員資格の有効期限は、2025 年 6 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日までとする。ただし、左記期間中に入会の手続きを行われた方の有効期限は、当社が入会を認めた日（入会日）から 2026 年 6 月 30 日までとする。

第 9 条（会員資格の更新）

1. 会員は当社が指定した期間内において更新手続きを行うことにより、前条の有効期限を更新することができる。
2. 当社および B リーグの公式サイトを通して、年会費の支払方法をクレジットカード決済にて入会申し込みを行った会員については、当社が事前に通知する指定期日までに、次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを会員資格の有効期限更新者とみなし、次年度以降の同種会員の年会費を、同クレジットカードから自動的に支払うものとする。

3. 前項の定めにかかわらず、年会費、サービス内容の変更により、自動継続を行わない場合、当社の公式インターネット・ホームページ、電子メール、各種案内などで事前に通知するものとする。

第 10 条（会員証）

1. 当社が第 5 条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に提供する。
2. 会員証は、その裏面に会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は本サービスの利用に際して必ず提示するものとする。会員証の提示がない場合、本サービスは受けられないものとする。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第 28 条記載の「バンビシヤス奈良クラブバンビシヤス事務局」宛てに連絡するものとする。
4. 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合は、別途定める再発行手数料（税込 1,000 円）を当該希望者にご負担いただくことで、当社は会員証を再発行することができる。ただし、この場合の会員番号は、再発行前の会員番号と異なる場合があるものとする。

第 11 条（譲渡等の禁止）

1. 会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく本会の会員としての地位を、第三者（以下「第三者」とする）に対して、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供給することはできないものとする。
2. 会員は、ポイントを第三者及び家族に対して、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供給することはできないものとする。

第 12 条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込時に当社に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じた際は、速やかにその内容を当社所定の方法により、第 28 条記載の「バンビシヤス奈良クラブバンビシヤス事務局」宛に届け出ることとする。
2. 会員は、住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに最新の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金などをすべて負担するものとする。
3. 入会申込時の転出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達、その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
4. 2 回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

第 13 条（退会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより本会を退会することができる。
2. 会員が退会手続きを行った場合は、手続完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとする。
3. 当社は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通達することなく、退会処分を行うことができる。
4. 会員登録の解除、アカウントの利用停止などの措置が取られた場合、当社は該当会員（であった者）に対して、本サービスを提供する義務を負わないものとする。また、その場合、本規約等に別段の定めがない限り、付随サービスの利用資格についても自動的に失われるものとする。

第 14 条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとする。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、または、会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用を持って解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、もしくはクレームがある場合、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。
5. 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとする。

第 15 条（営業活動の禁止）

会員は、本会及び本サービスを利用して、営利または宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならない。

第 16 条（その他禁止事項）

当社は会員が次号の行為を行うことを禁止する。

- 1) 本会及び本サービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権の知的所有権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- 2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれが

ある行為

- 3) 第三者になりすまして本会に入会する行為
- 4) 他の会員になりすまして本サービスを利用する行為
- 5) 特典等を第三者に販売する行為
- 6) 当社または第三者を誹謗中傷する行為
- 7) 当社または第三者に不利益を与える行為
- 8) 本会の運営を妨げるような行為
- 9) 申込書・申請書等の提出書類において、虚偽の内容を記載、あるいは虚偽の報告をする行為
- 10) 前各号の他、本規約、法令または公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
- 11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 17 条（強制退会）

会員が次号に該当する場合は、当社または本会はその会員を強制退会させることができる。

- 1) 本規約に違反した場合
- 2) 当社及び本会が必要と判断した場合

第 18 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとする。
 - 1) 入会申込が取り消された場合
 - 2) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合
 - 3) 第 13 条に基づいて退会した場合
 - 4) 解散等により法人が消滅した場合、個人にあっては死亡した場合
 - 5) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると当社が認める場合
 - 6) 第 6 条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合
 - 7) 会員が本規約に違反して除名された場合
 - 8) その他、当社が緊急性が高いと認める場合
2. 前項の場合、当社は会員またはその相続人等に対して年会費を返却しないものとする。

第 19 条（年会費の諸費用）

1. 第 8 条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別途定めるものとする。
2. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利

用料金を定め、会員に対して明示するものとする。

3. 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとする。会員は、有効期限が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとする。
4. 会員は、年会費等を当社の定める方法により、当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意するものとする。
5. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却しないものとする。
6. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を負担するものとする。
7. 会員種別の変更については、会員が所定の手数料を負担することにより、当社は変更を認める。変更の際には、新たに変更後の会員種別の年会費を徴収するものとする。また、ポイントラリー等変更前に得た本サービスの持ち越しはできないものとする。

第 20 条（本会の終了）

1. 当社は、1 ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対する本サービスの提供を中止することができる。
2. 当社が前項の措置を取ることにより会員または第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

第 21 条（免責）

当社は、会員の本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとする。

第 22 条（会員に関する情報の取扱）

1. 当社は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等の会員に関する情報（以下、これらを総称して「会員情報」とする））を取得することとし、会員情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとする。
2. 当社における会員情報の取扱については、当社の個人情報保護方針、その他法令を遵守するものとし、会員はこれを承諾するものとする。また、本条の定めは、会員資格の有効期限の満了後または終了後についても、有効に存続するものとする。
3. 当社は、本サービスの登録を解除された会員の個人情報等、一切の情報を、解除後も引き続き保有する義務を負わないものとする。

第 23 条（会員情報の利用目的）

会員情報の利用目的は次の各号の通りとする。

- 1) 本会における特典商品を発送すること

- 2) 当社の商品、サービス等当社及び本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便または当社の業務委託先より送付すること
- 3) 当社及び当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること
- 4) 当社が会員を特定することができない形式にて対外統計資料とし提供すること

第 24 条（個人情報の第三者提供）

当社は法令に基づく場合、その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。

第 25 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第 26 条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及び本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、奈良地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄所とすることに合意するものとする。

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 本会は入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体、並びにこれらの構成員等を指す）、または反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、これらを総称して「反社会的勢力」とする）に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができる。
2. 当会会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合またはその疑いが認められる場合、本会は、支払済の会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取消することができるものとする。

第 28 条（問合せ先）

この規約についてのお問合せ、またこの規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとする。

「バンビシャス奈良 クラブバンビシャス事務局」

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 759-1 シャープ体育館内

TEL：0743-58-5180（火～金 10:00～17:00）

FAX：0743-58-5181

ホームページ：<https://bambitious.jp/>

メールアドレス：club-bambitious@bambitious.jp

附則 この規約は、2025 年 6 月 1 日から施行する。